2015年日本政府年次報告 「石綿の使用における安全に関する条約(第 162 号)」 (2010年6月1日~2015年5月31日)

1. 質問 I について

(1) 法令・規則について

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「建築基準法 (1950年法律第201号)」(別添1)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (2000年法律第104号)」(別 添1)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(2002年国土交通省・環境省令第1号)」(別添1)

2007年報告の「(別添1)法令等の写し」中、「国家公務員法第2条及び第28条」 を別添のとおり改める。(別添1)

2. 質問Ⅱについて

[第1条から第22条]

前回までの報告中、

「一般職非現業国家公務員」

を

「一般職国家公務員(行政執行法人の職員を除く。)」に改める。

[第6条]

第1項

前回までの報告中、

「船員について、船員法第81条第1項により、船舶所有者は、作業用具の整備、 医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及 び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならないこと が定められている。」

を

「船員について、船員法第81条第1項により、船舶所有者は、作業用具の整備、 船内衛生の保持に必要な設備及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船 内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他 の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事 項を遵守しなければならないことが定められている。」

と改める。(条文は別添1参照)

第2項

前回までの船員関連事項の報告に、以下を追記する。

「また、同規則第1条の3の規定により、船員が常時5人以上である船舶の船舶所有者は、船内に船内安全衛生委員会を設けなければならず、船内における安全及び衛生に関する事項等について調査審議し、船舶所有者に対して意見を述べさせるよう定められている。」(条文は別添1参照)

第3項

前回までの報告中、

「船員について、船員労働安全衛生規則第60条により、船舶所有者は石綿等の粉じんによる船員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない旨が定められている。

また、船員労働安全衛生規則第43条により、船舶所有者は救急患者が発生したときは、必要に応じ医療機関と緊密な連絡を保ち、その指示に従って適当な措置を講じなければならない旨定められている。船員災害防止活動の促進に関する法律第11条により、船舶所有者は船員の健康障害を防止するための対策に関することを調査審議させ、船舶所有者に対し意見を述べさせるため、安全衛生委員会を設けなければならない旨規定されており、安全衛生委員会の委員には労働組合又は船員の過半数を代表する者の推薦する者が含まれるよう規定されている。」

を

「船員について、船員労働安全衛生規則第60条により、船舶所有者は石綿等の粉じんによる船員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない旨が定められている。

船員労働安全衛生規則第1条の3の規定により、船員が常時5人以上である船舶の船舶所有者は、船内に船内安全衛生委員会を設け、船内における安全及び衛生に関する事項等について調査審議し、船舶所有者に対して意見を述べさせる旨規定されており、委員のうち船内の安全・衛生それぞれに関し知識又は経験を有するものとして、海員の過半数を代表する者の推薦する者が含まれるよう規定されている。

また、同則第43条により、船舶所有者は救急患者が発生したときは、必要に応じ 医療機関と緊密な連絡を保ち、その指示に従って適当な措置を講じなければならない 旨定められている。船員災害防止活動の促進に関する法律第11条により、船舶所有 者は船員の健康障害を防止するための対策に関することを調査審議させ、船舶所有者 に対し意見を述べさせるため、安全衛生委員会を設けなければならない旨規定されて おり、安全衛生委員会の委員には労働組合又は船員の過半数を代表する者の推薦する 者が含まれるよう規定されている。」

に改める。

さらに、前回までの報告中、

「労働安全衛生法適用労働者(鉱山労働者含む。)について、労働安全衛生法令により、事業者は衛生委員会(労働安全衛生法第18条)等を設置することとされており、当該衛生委員会において、労働安全衛生法第28条の2第2項に基づく「危険性又は有害性等に関する指針」に従い、事業者は石綿等に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて労働者の健康障害を防止するため必要な措置(条約上の緊急事態に対処する手続きを含む。)を決定するよう定められている。同委員会等には、労働組合等の推薦に基づき指名された委員が含まれており、これは条約上の「関係ある労働者代表との協議」に該当する。

また条約上の「職業安全衛生機関」として、都道府県労働局等があり、事業者は危険性又は有害性等の調査等に当たり、必要に応じてこれらの機関の協力を得ることができる。」

を

「労働安全衛生法適用労働者(鉱山労働者含む。)について、労働安全衛生法令により、

事業者は衛生委員会(労働安全衛生法第18条)等を設置することとされており、当該衛生委員会において、各事業場における作業の内容に応じて、石綿障害予防規則をはじめとする労働安全衛生法令により義務付けられた石綿ばく露防止措置のほか、労働者の健康障害を防止するため必要な措置(条約上の緊急事態に対処する手続きを含む。)を確認するよう定められている。同委員会等には、労働組合等の推薦に基づき指名された委員が含まれており、これは条約上の「関係ある労働者代表との協議」に該当する。

また条約上の「職業安全衛生機関」として、都道府県労働局等があり、事業者は各事業場における石綿ばく露防止対策の検討に当たり、必要に応じてこれらの機関の協力を得ることができる。」

に改める。

[第8条]

前回までの報告の船員関連事項に、以下を追記する。

「船員労働安全衛生規則第1条の3の規定により、船員が常時5人以上である船舶の船舶所有者は、船内に船内安全衛生委員会を設け、船内における安全及び衛生に関する事項等について調査審議し、船舶所有者に対して意見を述べさせる旨規定されており、委員のうち船内の安全・衛生それぞれに関し知識又は経験を有するものとして、海員の過半数を代表する者の推薦する者が含まれるよう規定されている。」

[第9条]

(b) 前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「建築物に関しては、建築材料からの石綿の飛散、発散による衛生上の支障が生じないように、石綿の使用等について規制を設けている。(建築基準法第28条の2)」

さらに、前回までの報告中、

「また、労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法令において、事業者 は

- (1)耐火建築物等で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を届け出なければならないこと(労働安全衛生法第88条第4項、労働安全衛生規則第90条第5の2号)
- (2)壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等の作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。)を行う場合における当該保温材等を除去する作業を行うときは、あらかじめ届書を提出しなければならないこと(石綿障害予防規則第5条)

等が定められている。」

を

「また、労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法令において、事業者は

- (1)耐火建築物等で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を届け出なければならないこと(労働安全衛生法第88条第3項、労働安全衛生規則第90条第5の2号)
- (2)壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等の作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるも

のに限る。)を行う場合における当該保温材等を除去する作業、及び石綿等の封 じ込め又は囲い込みの作業等を行うときはあらかじめ届書を提出しなければな らないこと(石綿障害予防規則第5条)

等が定められている。」

に改める。

[第13条]

前回までの報告中、

「(1) 耐火建築物等で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を届け出なければならないこと (労働安全衛生法第88条第4項、労働安全衛生規則第90条第5の2号)」

を

「(1)耐火建築物等で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を届け出なければならないこと (労働安全衛生法第88条第3項、労働安全衛生規則第90条第5の2号)」 に改める。

[第15条]

第4項

前回までの報告中、

「呼吸用保護具の規格は、「防じんマスクの規格 (1988年労働省告示第19号)」 により定められている。」

を

「呼吸用保護具の規格は、「防じんマスクの規格(1988年労働省告示第19号)」 及び「電動ファン付き呼吸用保護具の規格(2014年厚生労働省告示第455号)」 により定められている。」

に改める。

[第17条]

第1項

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「石綿を使用した建築物等の解体等にあたっては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律適用事業者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則により、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したものの有無の調査を行うこと、としている。

また、事業者に対して、建設工事の係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項により、都道府県知事の事前の届出が事業者に義務づけられており、これにより、都道府県知事は、分別解体等の作業についての情報を入手し、必要な措置を講じていることが確認できることになっている。

また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づく届出について不備がある場合は同条第3項の規定により、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができることに加えて、届出をせず、又は虚偽の届出を行った者に対しては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第51条第1号の規定による罰則を設けている。」

さらに、前回までの報告中、

「石綿を使用した建築物等についての石綿の除去又は解体等の作業については、労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法第88条第4項及び石綿障害予防規則第5条により、労働基準監督署への事前の届出が事業主に対して義務付けられており、これにより、労働基準監督署は、石綿等の除去作業又は解体等の作業についての情報を入手し、必要な措置を講じていることが確認できることになっている。

また、労働安全衛生法第88条第4項に基づく届出について法律又はこれに基づく 命令の規定に違反すると認めるときは、労働安全衛生法第88条第7項の規定により、 当局が作業の事前停止等を命ずることができる。」

を

「石綿を使用した建築物等についての石綿の除去又は解体等の作業については、労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法第88条第3項及び石綿障害予防規則第5条により、労働基準監督署への事前の届出が事業主に対して義務付けられており、これにより、労働基準監督署は、石綿等の除去作業又は解体等の作業についての情報を入手し、必要な措置を講じていることが確認できることになっている。

また、労働安全衛生法第88条第3項に基づく届出について法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、労働安全衛生法第88条第6項の規定により、当局が作業の事前停止等を命ずることができる。」

に改める。

第2項

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律適用事業者について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項により、分別解体等の実施義務が規定されており、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則第2条第2項により、分別解体等の計画を作成すること、としている。」

第3項

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律適用事業者について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条により、対象建設工事の請負契約の当事者は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない、としており、分別解体等の計画について協議を受ける機会が保証されている。」

[第18条]

前回までの船員関連事項の報告中、

「船員について、船員労働安全衛生規則第60条により、船舶所有者は、粉じんを著しく発散する場所で作業を行わせる場合に、防じん性の呼吸具、保護眼鏡その他必要な保護具等を使用させる等適当な措置を講じなければならないこととなっている。」

を

「船員について、船員労働安全衛生規則第60条により、船舶所有者は、粉じんを著しく発散する場所で作業を行わせる場合に、防じん性の呼吸具、保護眼鏡その他必要な保護具等を使用させる等適当な措置を講じなければならないこととなっている。また、同規則第1条の3により、船内安全衛生委員会を通じて海員の過半数を代表する

者の推薦する者が協議することができる旨が定められている。」 に改める。

[第19条]

第1項

前回までの報告中、

「我が国では廃棄物の処理と清掃に関する法律第2条第5項、施行令第2条の4により、石綿建材除去事業により除去された、吹付け石綿、石綿を含有する保温材、又はこれらの解体作業に使用し石綿の付着のおそれのあるマスク、作業着等を「廃石綿等」として、特別管理産業廃棄物の一つに位置付ける措置を講じている。

同法律により、廃石綿等を排出する事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が義務付けられ(法第12条の2第6項)、保管に当たっては、飛散防止のために梱包するなどの措置を講ずることが義務付けられている(法第12条の2第2項、施行規則第8条の13)。」

を

「我が国では廃棄物の処理と清掃に関する法律第2条第5項、施行令第2条の4により、石綿建材除去事業により除去された、吹付け石綿、石綿を含有する保温材、又はこれらの解体作業に使用し石綿の付着のおそれのあるマスク、作業着等を「廃石綿等」として、特別管理産業廃棄物の一つに位置付ける措置を講じている。

同法律により、廃石綿等を排出する事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が義務付けられ(法第12条の2第8項)、保管に当たっては、飛散防止のために梱包するなどの措置を講ずることが義務付けられている(法第12条の2第2項、施行規則第8条の13)。」

に改める。

前回までの報告中、

「埋立に当たっては最終処分場内の一定の場所において分散しないように埋立を行い、 覆土を行う等の措置を講ずることとしている(施行令第3条、施行令第6条)」

を

「埋立に当たっては最終処分場内の一定の場所において分散しないように埋立を行い、 覆土を行う等の措置を講ずることとしている(施行令第3条、施行令第6条、施行令 第6条の5)

に改める。

第2項

前回までの報告中、

「一方、特定粉じん排出等作業に関する措置として、同法第18条の14により、特定粉じん排出作業の方法について基準が定められており、当該基準について特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下特定工事という。)を施工する者に遵守義務が課せられている(同法第18条の17)。都道府県知事は同法第18条の18により、特定工事を施工する者が上記の基準を遵守していない時は、基準に適合するよう命ずることができる。また、同法第18条の15により、特定工事を施工する者は都道府県知事に届け出なければならず、都道府県知事は同法第18条の16により、その作業方法が基準に適合しないと認めるときは計画の変更を命ずることができる。」

を

「一方、特定粉じん排出等作業に関する措置として、同法第18条の14により、特定粉じん排出作業の方法について基準が定められており、当該基準について特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下特定工事という。)を施工する者に遵守義務が課せられている(同法第18条の18)。都道府県知事は同法第18条の19により、特定工事を施工する者が上記の基準を遵守していない時は、基準に適合するよう命ずることができる。また、同法第18条の17により、解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定工事に該当するか否かの調査結果等を発注者に書面で説明しなければならず、同法第18条の15により、特定工事の発注者は都道府県知事に届け出なければならない。都道府県知事は同法第18条の16により、その作業方法が基準に適合しないと認めるときは計画の変更を命ずることができる。」

に改める。

[第20条]

第2項

前回までの報告中、「一般職非現業国家公務員について、人事院規則 10-4 別表第2の2により、特定有害業務のうち石綿を取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録を人事院規則で定める期間保存することが定められており、監視記録を保存する期間については、特定有害業務のうち、石綿を取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録書は40年、粉じんを取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録書は7年とされている。」

を

「一般職国家公務員(行政執行法人の職員を除く。)について、人事院規則 10-4 別表第2の2により、特定有害業務のうち石綿を取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録を人事院規則で定める期間保存することが定められており、監視記録を保存する期間については、特定有害業務のうち、石綿を取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録書は 40 年とされている。」に改める。

[第22条]

第1項

前回までの報告中、

「また、船舶所有者は船員に対し、船員労働安全衛生規則第11条に基づき、船内の安全衛生に関する基礎的事項をはじめ、船内の危険な又は有害な作業についての作業方法、保護具等の使用方法及びその規定が定められている場合にはその内容についても教育する旨規定されている。」

を

「また、船舶所有者は船員に対し、船員労働安全衛生規則第11条に基づき、船内の安全衛生に関する基礎的事項をはじめ、船内の危険な又は有害な作業についての作業方法、保護具等の使用方法、その規定が定められている場合にはその内容及び乗り組む船舶の設備及び作業に関する具体的事項についても教育する旨規定されている。」に改める。

第2項

前回までの報告中、

「船員について、船員労働安全衛生規則第11条により、船舶所有者は船員に対し、

船内の安全衛生に関する基礎的事項をはじめ、船内の危険な又は有害な作業について の作業方法、保護具等の使用方法及びその規定が定められている場合にはその内容に ついても教育することと規定されている。」

を

「船員について、船員労働安全衛生規則第11条により、船舶所有者は船員に対し、 船内の安全衛生に関する基礎的事項をはじめ、船内の危険な又は有害な作業について の作業方法、保護具等の使用方法、その規定が定められている場合にはその内容及び 乗り組む船舶の設備及び作業に関する具体的事項についても教育することと規定され ている。」

に改める。

[2010年専門家委員会のオブザベーションに対する回答について]

(1)条約の適用に関連する法律および規則に関する情報

直近では、2014年6月に労働安全衛生法が改正され、呼吸用保護具のうち特に 粉じん濃度が高い場所における作業で使用を義務付けている電動ファン付き呼吸用保 護具について、厚生労働大臣の定める規格を満たさない製品の譲渡等を禁止するとと もに、市場に流通させる前に製品の型式について検定を行うことが義務付けられたと ころ。

引き続き関連法規の改正等が行われた際には適宜報告したい。

(2) 第1条 (適用範囲) 船員及び鉱山労働者

国土交通省の発出する通達により、船内において石綿への暴露を伴う作業に従事していた船員であって、一定の要件に該当する者に対し、離職後又は離職の際に申請があった者については船員健康管理手帳を交付し、医療機関において健康診断を受けることとしている。

船員健康管理手帳の交付要件としては、労働安全衛生法の健康管理手帳の交付要件 を参考としている。

退職した鉱山労働者は 2015 年現在 7 名で、労働安全衛生法適用労働者に含まれており、健康診断が義務づけられている等の措置が講じられている。

(3) 第17条。解体作業

建築物等の解体現場等から石綿が飛散する事例及び建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査が不十分である事例が確認されたことから、2013年6月に大気汚染防止法を改正し、解体等工事を請け負う受注者は石綿使用の有無について事前に調査を実施し、その結果及び都道府県知事への届け出事項について、解体等工事の発注者に対して書面で説明することが義務づけられた。都道府県知事は届けられた作業方法が基準に適合しないと認めるときは、計画の変更を命ずることができる。

都道府県労働局、労働基準監督署において、届出や自治体との連携等により建築物の解体等工事の情報を把握し、必要な立ち入り調査を実施する等により、解体工事業者に対して法令の石綿対策の遵守徹底について指導を行っている。

また、工事の発注者に対しても、発注機関連絡会議の開催等により、解体工事業者が法令の石綿対策を遵守できるような費用・工期等の条件面の配慮について、要請を行っている。

再生砕石への石綿混入の防止については、厚生労働省、国土交通省及び環境省の3 省合同パトロール等に継続的に取り組んでいる。 (4) 第19条。作業場から発散される石綿粉じんによる一般の環境の汚染の防止。

大気汚染防止法により、特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う際には、事前に都道府県等に届出を行い、石綿飛散防止対策(作業基準の遵守)が義務付けられているが、対策の更なる強化を図るため、2013年6月に大気汚染防止法を改正し、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の届出義務者の変更(工事の施工者→工事の発注者)を行うとともに、解体等工事の事前調査の結果説明等に関する規定を設けた。

なお、委員会の指摘のうち、「to indicate whether the referenced Act on Asbestos Health Damage Relief would be applicable in these situations」の意味が必ずしも明らかではないが、第 162 号条約第 19 条は石綿による住民や一般環境の汚染を防止するための措置を定めた条文である一方で、「石綿による健康被害の救済に関する法律」は、労災保険給付の対象とならない石綿健康被害者を救済する措置であることから、同法と第 162 号条約第 19 条は直接の関係はない。

3. 質問皿について

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

5. 質問 V について

この条約にかかる労働安全衛生法適用労働者数は、2009年においては、52,094,209人、労働基準監督官の行った定期監督等において石綿障害予防規則違反件数は、2013年においては衛生基準に関して219件、作業環境測定に関して1件、及び健康診断に関して13件であった。本報告対象期間である2010年6月1日~2015年5月31日の期間を含む期間中に、労働者災害補償保険法に基づき、石綿による疾病(肺がん・中皮腫・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚・石綿肺(ただし、石綿肺については2011年度から集計を開始したもの))の保険給付に係る支給決定を行った件数は、

[2010年4月1日~2011年3月末日]

支給決定件数

994件

[2011年4月1日~2012年3月末日]

支給決定件数 1,105件

[2012年4月1日~2013年3月末日]

支給決定件数 1.083件

[2013年4月1日~2014年3月末日]

支給決定件数 1,084件

[2014年4月1日以降~]

2015年5月現在集計中

であった。

また、石綿による疾病で死亡した労働者の遺族で、時効(5年)により労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した方については、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、特別遺族給付金を支給しているところ、上記の期間中に特別遺族給付金の支給決定を行った件数は、

[20104月1日~2011年3月末日]

支給決定件数 42件

[2011年4月1日~2012年3月末日]

支給決定件数 39件

[2012年4月1日~2013年3月末日]

支給決定件数 167件

[2013年4月1日~2014年3月末日]

支給決定件数 24件

[2014年4月1日以降~]

2015年5月現在集計中

であった。

(ただし、労働者災害補償保険法によるものと、石綿による健康被害の救済に関する 法律によるもののいずれについても、支給決定した事案は、それぞれ各年度に請求され たものに限るものではない。)

一般職国家公務員については、石綿による公務上の災害の認定件数は2009年4月1日から2010年3月31日においては2件、2010年4月1日から2011年3月31日においては3件、2011年4月1日から2012年3月31日においては1件、2012年4月1日から2014年4月1日から2015年3月31日においては1件である。

地方公務員については、石綿による公務上の災害の認定件数は、2009年4月1日から2010年3月31日においては9件、2010年4月1日から2011年3月31日においては3件、2011年4月1日から2012年3月31日においては4件、2012年4月1日から2013年4月1日から2014年3月31日においては7件である。

この条約に係る船員数については2013年(10月1日現在)で74,892名である。

2010年1月1日から2014年12月31日までに、船員労務官による事業場及び船舶監査で認められた船員労働安全衛生規則第11条第1項(安全衛生に関する教育及び訓練)違反処理件数は14件であり、同規則第45条第1項(保護具)違反処理件数は2件であった。なお、その他の関係条項に対する違反処理件数はなかった。また、報告期間中の船員保険法に基づく石綿による肺がん・中皮腫の保険給付に係る支給決定件数は51件である。

この条約にかかる鉱山労働者数は2015年(3月末現在)で7名であり、違反件数及び職業上疾病に関する報告数は共に0件である。

6. 質問Ⅵについて

本報告書の写しを送付した代表的な労使団体は以下のとおりである。

(使用者団体) 一般社団法人 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

○建築基準法 (昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)(抄)

(石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置)

第二十八条の二 建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

- 一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質(次号及び第三号において「石綿等」という。)を添加しないこと。
- 二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料 (石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国 土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。) を使用しないこと。

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)

第九条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

2 · 3 (略)

第十三条 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。)の当事者は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十九条第一項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 2 対象建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に規定する事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 3 対象建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、 当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する 方法であって、当該各項の規定による措置に準ずるものとして主務省令で定めるものを講ずることがで きる。この場合において、当該主務省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じ

たものとみなす。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第十条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二~六 (略)

- ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年国土交通省・環境省令第1号) 第二条 法第九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 対象建設工事に係る建築物等(以下「対象建築物等」という。)及びその周辺の状況に関する調査、分別解体等をするために必要な作業を行う場所(以下「作業場所」という。)に関する調査、対象建設工事の現場からの当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路(以下「搬出経路」という。)に関する調査、残存物品(解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。)の有無の調査、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの(以下「付着物」という。)の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。
- 二 前号の調査に基づき、分別解体等の計画を作成すること。
- 三 前号の分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認を行うとともに、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。
- 四 第二号の分別解体等の計画に従い、工事を施工すること。
- 2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等である場合においては、工事の種類
- 二 前項第一号の調査の結果
- 三 前項第三号の措置の内容
- 四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次項本文、第四項本文及び第五項本文に規定する順序により難い場合にあってはその理由
- 五 新築工事等である場合においては、工事の工程ごとの作業内容
- 六 解体工事である場合においては、対象建築物等に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる当該対象建築物等の部分
- 七 新築工事等である場合においては、当該工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに当該工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物等の部分及び当該特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物等の部分
- 八 前各号に掲げるもののほか、分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項 $3\sim7$ (略)

- ○国家公務員法(昭和二十二年十月二十一日法律第百二十号)(抄)
 - (一般職及び特別職)
- 第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。
- ② 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。
- ③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。
 - 一 内閣総理大臣
 - 二 国務大臣
 - 三 人事官及び検査官
 - 四 内閣法制局長官
 - 五 内閣官房副長官
 - 五の二 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監
 - 五の三 国家安全保障局長
 - 五の四 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
 - 六 内閣総理大臣補佐官
 - 七 副大臣
 - 七の二 大臣政務官
 - 七の三 大臣補佐官
 - 八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で 指定するもの
 - 九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員
 - 十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮 内庁のその他の職員
 - 十一 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理 並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員
 - 十一の二 日本ユネスコ国内委員会の委員
 - 十二 日本学士院会員
 - 十二の二 日本学術会議会員
 - 十三 裁判官及びその他の裁判所職員
 - 十四 国会職員
 - 十五 国会議員の秘書
 - 十六 防衛省の職員(防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第三十九条の政令で定めるものの委員及び同法第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で同法第三十九条の政令で定めるもののうち、人事院規則で指定するものを除く。)
 - 十七 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人(以下 「行政執行法人」という。)の役員
- ④ この法律の規定は、一般職に属するすべての職(以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。)に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に

規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

 $5\sim7$ (略)

(情勢適応の原則)

第二十八条 この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

② (略)